

	環境法政策学会 投稿規程
適用	1. 適用 本規程は、「環境法政策学会誌」への投稿論文等の査読に適用する。
論文の種類 (投稿区分)	2. 投稿区分 投稿は下記の区分による。 ①研究論文：環境法政策に関する理論的または実証的な研究をまとめた論文で、目的、方法、結果、結論等が明示されており、学術的価値あるいは応用的価値が高く、独創性があるもの。 ②研究ノート等：環境法政策に関する判例評釈、書評、翻訳紹介（翻訳価値が認められ、かつ翻訳権に関する疑義が生じないもの）等を含み、速報することで学術的・社会的価値を生み出すもの。
投稿条件	3. 投稿条件 投稿は未公表のもので当該年度1本に限る。ただし、投稿用に内容、構成をまとめ直した場合で以下の論文等は未公表扱いとする。 ①本学会・他学会、シンポジウム、研究発表会、国際会議等において口頭発表したものまたは口頭発表が決定したもの。 ②大学・研究機関等において部内発表したもの。 ③国、自治体、業界、団体からの委託研究の成果報告書で、投稿者（連名者も含む）が著作権を有するなど、投稿に際して支障のないもの。 ただし、これらの場合、上記に関連する論文等の写しを添えて投稿する。 なお、他学会の学会誌等との重複投稿を禁ずる。
投稿資格	4. 投稿資格 学会の正会員、賛助会員に限る。共同執筆の場合は、第一執筆者はこの条件を満たす必要がある。
論文執筆の方法	5. 原稿 (1)原稿の執筆要領 原稿は、編集委員会が別に定める「環境法政策学会執筆要領」にしたがって執筆する。この要領にしたがっていない原稿は受け付けない。 (2)原稿の分量 投稿区分毎に以下のとおりとする。文字数の計算に際しては、全角文字及び半角カタカナは各1文字とし、半角英数字は2字で1文字として、計算する。 ①研究論文：10,000文字以内を標準とし、最大16,000文字とする。 ②研究ノート等：6,000文字以内を標準として、最大8,000文字とする（ただし、評釈は4,000文字とする）。 なお、刷り上がり文字数には、表題、著者名、図表等を含める。 (3)使用言語 日本語に限る。ただし、業者等の翻訳を経て執筆された留学生等の投稿論文については、当該留学生等本人が英文等で執筆した原稿を業者等に依頼し日本語に翻訳してもらい、その後本人が点検することを条件に、最初から日本語で執筆した投稿論文と同様に受理する。 (4)原稿の提出 別紙の投稿申込書1部および原稿（図、表および写真を含む）1部とコピー3部を提出する。印刷はモノクロとする。なお、審査の結果、採用となった場合には、別途、記憶媒体に収録した原稿ファイルを提出する。 (5)原稿の返却 提出された原稿は原則として返却しない。ただし、投稿時に申し入れのあった場合は、本人の負担において、図表、写真等を返却する。 (6)原稿の受付 原稿は当該年度の7月末日までに投稿エントリーを行い、8月末日までに提出のものを当該年度の学会誌に掲載する。
審査	6. 審査の方法 提出された原稿は、投稿区分別に、以下のような方法で審査する。 (1)研究論文、研究ノート等の審査 1)査読委員の選定 編集委員会は審査を適正に行うために、投稿された論文等1編に対し、編集委員から論文担当委員1名を定める。また、原則として、編集委員以外から、環境法政策の研究・実務の知識および経験が深く、当該論文等の専門分野に近いもの2名以上を査読委員として選定して査読を依頼する。 2)査読結果の報告 査読委員は、別に定める「環境法政策学会投稿論文等査読要領」に示す内容にしたがって論文等の査読を行い、査読結果を所定の様式に記入して編集委員会へ提出する。論文担当委員は、その報告をもとに、

	原稿の採否等に関する意見を付して編集委員会に報告する。 3) 原稿の採否 編集委員会は、論文担当委員の報告結果に基づき、当該論文等の採否を審査し決定する。その過程においては、編集委員会から投稿者に対して原稿の修正等を要求することができる。また、編集委員会は、修正後再提出された論文等の審査に際し、必要に応じて再度査読委員を選定し、査読を依頼することができる。 4) 修正原稿未提出時の取り扱い 編集委員会から執筆者に対して修正原稿の提出を要求した期日から、1ヶ月を過ぎてもその提出がない場合は、特別な理由がないかぎり原稿の採否に係わる審査をうける意思がないものとして取り扱う。 (2) 原稿の掲載 原稿の掲載は、原則として、投稿区分別の原稿受付日順とする。ただし、審査済み原稿の掲載は、原則として年4本を上限とする。
著者校正	7. 著者校正 初校に限り著者校正を行う。
著作権等／ 原稿提出先	8. 著者の費用負担 以下の費用は著者が負担し、投稿時に納入する。銀行口座への振込か郵便振替での送金（控えのコピーを提出する）を利用する際の手数料は、著者の負担とする。 - 論文等審査料：3,000 円（本学会の学生会員については、審査料を免除する） - 振込先：みずほ銀行 銀座支店 普通預金 2060313 環境法政策学会事務局 9. 著作権 環境法政策学会誌に掲載された論文等に関する著作権については、本学会に帰属する。 10. 原稿提出先 〒103-0027 東京都中央区日本橋 3-6-2 日本橋フロント3階 公益社団法人商事法務研究会内 環境法政策学会事務局宛 （査読投稿原稿在中と明記する）
その他	11. 分科会座長セレクト論文との関係 (1) 座長セレクト論文（学会誌に個別研究報告として掲載するもの）は、現在と同様に無条件で学会誌に掲載する。 (2) 座長セレクト論文も、著者本人が希望すれば本投稿規程の対象とすることも可能とする。ただし、審査で不採用と判断されたものは、無条件での学会誌掲載という利点は復活させない。
附則	本規定に改訂の必要が生じた場合、企画運営委員会や編集委員会等で審議し、理事会の承認を得て変更することができる。 2009年9月24日施行 2012年10月29日改正 2014年6月21日改訂 2018年11月2日改訂 2022年11月1日改訂